

## 富士見市美化推進計画（案）

### 1 計画の基本的事項

#### （1）計画の背景と目的

空き缶やたばこの吸い殻等の投げ捨てや、散歩の時の犬のふんの放置といった行為は、近くを通りかかる人の気分を害し、生活環境に悪影響を及ぼします。また、歩行しながらの喫煙がもたらす副流煙や、手に持ったたばこの火の危険性といった問題についての関心も高まりを見せており、路上喫煙防止条例を制定して取り締まりに乗り出す地方公共団体も増えてきています。

本市ではこれまで、空き缶等の投げ捨てや犬のふんの放置、路上喫煙に関しては、個人のマナーの問題として扱ってきましたが、このような行為に対して基本的なルールを定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境を確保することを目的として、平成 19 年 10 月に「富士見市をきれいにする条例」を施行しました。

この条例の理念の実現に向けて、様々な施策を総合的に推進するための計画として、「富士見市美化推進計画」を策定します。

#### （2）計画の位置付け

本計画は、「富士見市をきれいにする条例」の趣旨を実現するため、条例第 14 条の規定に基づく「美化推進計画」として位置付けられています。

#### 参考

##### （美化推進計画）

第 14 条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

#### （3）計画の期間

計画の期間は策定後 5 年間を原則とします。

2 計画の目標

投げ捨て等のないきれいなまちの実現を期するために以下の 項目を目標とします。

( 1 )

( 2 )

( 3 )

( 4 )